



子育て支援課からのお知らせ

児童手当の支給と 現況届の提出

中学校3年生までの児童を養育している方は、申請により児童手当が受けられます。

■支給月額（1人あたり月額）

▼3歳未満まで 1万5千円
▼3歳以上～小学校修了前 1万円
（小学校終了前の第3子以降は1万5千円）

▼中学生 1万円

※所得制限を超えている場合には、1人あたり月額5千円が支給されます（特例給付）。

■児童手当の現況届

現在受給中の方には、6月1日に現況届を発送しますので、6月30日（水）までに提出してください。

これは6月1日現在の養育状況などを確認するためのもので、提出されない場合、6月以降の手当の支給が遅れたり、支給ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

※窓口での混雑を緩和するため、郵便による手続きをお願いします。同封の返信用封筒で提出してください。
※公務員の方（出向などを除く）は職場で手続きをしてください。

南国市交通遺児手当

交通事故（車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難・航空事故）で父母、もしくは父または母を失った児童を対象に18歳に達する年度末まで支給されます。

■手当額

児童1人につき、月額2千円
※1年以上市内に在住し、現に児童を養育している方に限ります。

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性、あるいは両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

■手当額

児童1人につき月額1千円
※現に児童を扶養している方および児童が引き続き1年以上市内に在住している方に限ります。なお、南国市交通遺児手当を受給している方は該当しません。



児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

■受給資格者（国籍は問いません）

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童（本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方）を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限があります）。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父または母の生死が不明である児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらずに懐胎した児童
- ⑨母が懐胎したときの事情が不明である児童

■手当額（月額）

受給資格者や配偶者および扶養義務者（同居している受給資格者の直系血族および兄弟姉妹）の前年の所得や、監護（養育）する児童数などにより決定します。

系血族および兄弟姉妹）の前年の所得や、監護（養育）する児童数などにより決定します。

▼児童1人の場合

・全部支給 4万3千160円
・一部支給 4万3千150円～1万180円
▼児童2人目は1万190円～5千100円、3人目以降1人につき6千110円～3千60円の加算有り

ひとり親家庭等医療費の 申請（更新）について

■助成内容

保険適用になる自己負担額の助成
■助成対象者／次のいずれかに該当する方（前年所得を基に判断）

- ①母子・父子家庭の母または父と児童
- ②準母子・準父子世帯
- ③父母のいない児童

※児童とは、18歳に達する年度末までの間にある方。

■申請時に持参するもの

養育者および該当する児童の健康保険証

※該当すると思われる方は申請してください。

※現在受給中の方は更新の手続きが必要になります。書類を送付しますので6月30日（水）までに手続きをお願いします。

ひとり親のご家庭へ 大切なお知らせ

障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変更されました。

児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を、令和3年3月分から児童扶養手当として受給することができます。なお、手当を受給するためには申請が必要です。

■支給開始月

令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、6月30日（水）までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
※詳しくは、南国市のホームページをご覧ください。

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別 給付金（ひとり親世帯分） のご案内

ひとり親世帯を支援するため、
給付金を支給します！

■対象者

以下の①～③のいずれかに該当する方
①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（全額支給停止の方を除く）

②公的年金給付等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方

※児童扶養手当の受給対象者は、18歳到達後最初の3月31日までのお子さん、または重度の障害のある20歳未満のお子さんの監護などをしている方となります。

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■申請

①の方は、申請不要です。5月11日に令和3年4月分の児童扶養手当が支給された口座に振り込み済です。

②・③の方は、申請が必要です。必要書類は、支給対象者ごとに異なりますので、南国市のホームページをご覧ください。

■申請期限

令和4年2月28日（月）

子育て支援課からの
お知らせに関する問い合わせ

子育て支援課

☎880・6562



南国市職員募集

試験区分	受 験 資 格	申込期間
行政（Ⅰ）	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方	6月10日（木） 午後5時まで
行政（Ⅱ） （身体障害者等）	昭和56年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、次の要件をすべて満たす方 （1） 申込み時点で障害の程度が1級から6級までの身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （2） 活字文による出題に対応可能な方	
建築技師	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、1級または2級建築士の資格を持っている方	
文化財調査員 （任期付） 【任期】 令和3年10月1日から 令和6年3月31日まで	昭和41年4月2日以降に生まれた方で、次の要件をすべて満たす方 （1） 埋蔵文化財発掘調査（整理・報告書作成を含む。）の経験が5年以上ある方 （2） 普通自動車の運転免許を持っている方または令和3年9月末までに取得見込みの方	7月27日（火） 午後5時まで

■申込方法／パソコンまたはスマートフォンを利用したインターネット申込み
*申込みは南国市のホームページから行ってください。
*申込期間中は24時間いつでも申し込むことができます。

■試験内容・試験日など／各職種の試験内容や試験日など、詳しくは試験案内で確認してください。

■採用予定日／令和3年10月1日以降

■申込書の請求・問い合わせ

総務課職員係 〒783-8501 南国市大桶甲2301 ☎880-6551 HP <https://www.city.nankoku.lg.jp>

■試験案内配布場所／市役所総合案内・総務課職員係で配布しています。また、南国市のホームページからもダウンロードできます。
*郵送での請求は、住所・氏名を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角2）を同封してください。

■採用予定人数／各試験区分とも若干名